第５章　給与（最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職

　　　　　　　員の給料の切替えに関する規則）

○最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆

衛生組合職員の給料の切替えに関する規則

平成17年11月30日

規　則　第　 ３　号

　（給料月額の切替え）

第１条　南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年条例第3号）附則第2項に規定する職員のうち、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が別表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の施行日における号俸又は給料月額（以下「新号俸等」という。）は、旧給料月額に対応する切替表の新号俸等欄に定める号俸又は給料月額とする。

　（期間の通算）

第２条　前条の規定により新号俸等を定められる職員に対する施行日以後における最初の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条第4項又は第5項ただし書の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間を新号俸等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号俸等からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる給与条例第4条第4項又は第5項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあっては、その超える期間は、この限りではない。

　　　附　則

　この規則は、平成17年12月1日から施行する。